

豊川市監査公表第31号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年12月7日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

市民部文化振興課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成30年10月5日

3 監査の実施期間

平成30年9月12日～平成30年10月5日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

豊川市開発ビル株式会社に私人委託している公演事業のチケット売払代金について、その売払代金を分任出納員である文化振興課職員が委託先に出向いて収納しているが、安全な公金取扱い及び事務の効率化の観点から、豊川市開発ビル株式会社に直接市指定金融機関等へ振込みをさせるなど、見直しを検討されたい。

イ 改善事項

(ア) 文化振興課が団体事務局を所管している豊川市文化のまちづくり委員会の通帳及び印鑑の管理を職員1人で行っているため、事故防止の観点から、平成27年1月23日付け豊財号外の通知に基づき、適正な管理等に改善されたい。

(イ) 備品管理については、決算審査及び今回定期監査で備品の計上漏れ等の不備があったので、是正するとともに豊川市物品管理規則に基づき適正な管理体制の改善を図られたい。

(3) 意見

文化活動費補助金事業における補助金等の効果測定及び事業計画の履行確認を的確に行い、適正な事業遂行に努められたい。